

Business Certificate news

No.TCCI-130

Date : 2020 年 5 月 7 日

貿易登録期日延長(3 カ月)手続きに関するご案内<対象追加>

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、現在の当センターの対応について下記の通りご案内します。
ご希望のお客様は、下記をよくご確認ください、申請ください。

対象者:2020年4月1日~2020年6月30日の期間に 貿易登録期日が到来する企業/個人事業主

※当初、2020年4月1日~2020年5月31日に貿易登録期日が到来する方を対象としていましたが、~6月30日までに対象を拡大しました。

申請の手順

①下記 URL より“貿易登録期日延長申請書”をダウンロードし、必要事項を記入。

URL <https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/download/>

②申請書を窓口に提出。(当初の貿易登録期日から3か月間登録期日を延長)

※申請書を提出していただくことにより、一時的に貿易登録期日を延長するものです。

貿易登録の更新をご希望される場合は、延長された期日までに更新手続きを行ってください。

③期日が延長された登録証をお渡しいたします。

注意点

- ✓ 更新手数料については、本申請書提出時にお支払いください。
会員企業:無料 非会員企業:16,500 円
- ✓ 本申請書の提出を以て、貿易登録時に提出している“[貿易関係証明に関する誓約書](#)”に記載があるすべての事項について引き続き遵守していただきます。
- ✓ 期日延長後に貿易登録の更新手続きを行う際の貿易登録期日は、当所の貿易登録期日から起算して2年後の日付となります。

例)貿易登録期日	令和2年4月20日
延長された貿易登録期日	令和2年7月20日
貿易登録更新後の期日	令和4年4月20日

以上